

猟銃用火薬類等関係事務の運用について

昭和54年4月16日
例規(保)第7号
警察本部長

[沿革] 昭和56年5月例規(保)第13号
平成20年11月例規(警)第70号

平成13年3月例規(警)第8号

各部長・参事官・所属長

猟銃用火薬類等関係事務の取扱いに関する訓令(昭和41年本部訓令第12号)の一部を改正したが、その主な改正点と運用上の留意事項は別表のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

別表

訓令の関係規定	改正点	運用上の留意事項
別表2の項	<p>注1 法人が有害鳥獣駆除のために鳥獣捕獲の許可を受けた場合において、実際の作業に従事する者から猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請があつたときは、従事者証を提示させることとした。</p> <p>注3 受検通知書又は射撃教習受講資格認定証の交付を受けている者から、技能検定又は射撃教習に使用する実包の譲受けの許可申請があつた場合における指導要点を示した。</p> <p>注4 譲受許可1件についての許可数量の範囲を、実包又は空包の合計5,000個まで拡大し、この数量を超えて譲り受けることができる者の範囲を明確にした。</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の許可(有害鳥獣駆除等のための鳥獣捕獲の許可)が、個人のほか国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人(農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合)に対しても与えられることとなり、この場合においては、実際の作業に従事する者に対して従事者証が交付されることとなつた。これに伴い火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項第3号に規定する無許可譲受けのできる者に、従事者証の交付を受けた者も含まれることとなつたこと。</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(昭和55年法律第55号)により旧法第5条の5(技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の特例)が削除され、いわゆる仮許可制度が廃止されたことによるものであること。</p> <p>技能検定又は射撃教習に使用する実包の譲受許可申請については、技能検定を受検しようとする者に対しては受検通知書によって必要な実包の種類、数量を通知すること。</p> <p>射撃教習を受講しようとする者については、射撃教習を受けようとする教習射撃場と連絡をとり、当該教習射撃場の備付銃に適合する実包の種類と必要数量を確認した上で申請するよう指導すること。</p> <p>従来は、実包又は空包の合計2,000個以下として運用してきたが、これを5,000個まで拡大したので、申請者の過去における消費実績及びこれからの消費予定を勘案し、真に必要な数量を許可するように厳格な審査をすること。</p>

		<p>実包又は空包の合計5,000個を超えて許可する場合は、財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）加盟団体である社団法人日本ライフル射撃協会（昭和46年9月17日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。）又は社団法人日本クレー射撃協会（昭和53年10月4日に社団法人日本クレー射撃協会という名称で設立された法人をいう。）の会員で、国民体育大会又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補である者が、合宿訓練、特別強化訓練に参加する等の特別な場合に限ること。</p>
別表3の項	事務の複雑化に伴い「譲渡許可証の取扱い」と「譲受許可証の取扱い」とを区分した。	
別表3の2の項	譲受許可証の様式が改正され、銃砲の所持許可証に併綴されているもの（以下「併綴許可証」という。）と併綴されていないもの（以下「非併綴許可証」という。）とが混在することとなつたので、その取扱い要領を定めた。	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和53年総理府令第36号）附則第4項により、猟銃用火薬類等譲受許可証の様式が改正され、これを契機に猟銃・空気銃所持許可証には3通、猟銃所持許可証には1通が併綴されたことから、併綴許可証と非併綴許可証とが混在することとなつたが、併綴許可証を優先使用すること。</p> <p>譲受許可証が銃砲の所持許可証に併綴されたのは、火薬類販売業者が客の譲受許可証を預かつてこれを悪用し、大量の散弾実包を横流しするという事犯が発生したことから、その防止策として実施するものであり、非併綴許可証は銃砲の所持許可証と一体をなすようにちよう付して交付することとしたものであること（旧様式の銃砲所持許可証については、譲受許可証と大きさが一致しないため、ちよう付しない。）。</p> <p>併綴許可証を使用して譲受けの許可をする場合、猟銃等の運搬に支障を来たすこと（銃砲の所持許可証の不携帯）も考えられるので、できるだけ速やかに許可証を交付するよう努めること。</p> <p>許可数量が実包若しくは空包の合計800個を超える場合は、火薬類取締法施行規則第15条の規定による自宅保管数量を超過することのないよう次の条件を付すること。</p> <p>「許可条件実包（空包）の1回の譲受数量は800個以下とすること」</p>
別表16の項	猟銃・空気銃所持許可証に猟銃用火薬類無許可譲受票が併綴されたことに伴い、例外的な場合ではある	警察署長が交付することができるのは、猟銃・空気銃所持許可証に併綴されている猟銃用火薬類無許可譲受票に限られ、かつ、猟友

が警察署長が猟銃用火薬類無許可譲受票を交付することとなつたので、その取扱い要領を定めた。

会から交付を受けることが困難な者に限られること。

猟友会と二重交付にならないよう十分に注意すること。